

留学生は、留学期間中、ニュージーランドにおいて、適切な医療保険及び旅行保険への加入が義務付けられています。この団体保険プランは、ニュージーランドの各大学との連携により、留学生の医療保険及び旅行保険の加入義務を満たすために作成されました。

1年間留学する方には年間保険料をお支払いいただきます。1年に満たない留学の場合は、留学期間の占める比率に基づいて年間保険料の一部をお支払いいただきます。保険料は大学を通じて支払うことができます。なお、保険料は年により変更される場合があります。

加入者には保険証券をお送りします。学生ID番号がそのまま保険証券番号になります。

保険約款は、以下のウェブサイトにてご覧いただけます。
www.insurancesafenz.com

当該保険約款には、詳細な契約条項、条件、制限事項及び免責事項等が記載されています。補償内容をご理解頂くため、保険約款を必ずお読みください。

当サイトでは、補償内容をご理解いただくためのご案内から、安全管理に役立つヒント、ニュージーランドでの滞在を最大限有効なものにするために役立つ情報まで、豊富な情報をご覧いただけます。



このパンフレットはあくまでも保険の概要をお知らせするためのものです。

より詳細な事項については、保険約款をご確認ください。

お問い合わせは インシュランスセーフNZまで

国内フリーダイヤル 0800 486 004

海外より +64 9 488 1638

ウェブサイト www.insurancesafenz.com

スチューデントセーフ インバウンド ユニバーシティは マーサー マーシュベネフィッツとの提携により開発され、オーストラリア法人 ザ ホラード インシュランス カンパニー (通称ホラード, The Hollard Insurance Company Pty Ltd, ABN 78 090 584 473, 所在地 Level 26, 188 Quay Street, Auckland 1010) を引受会社として、AWPサービス・ニュージーランド・リミテッド社 (AWP Services New Zealand Limited) がアリアンツ パートナーズの商号 (Allianz Partners, 所在地 Level 3, 1 Byron Avenue, Takapuna, Auckland) で発行、管理している保険です。

財務力格付けおよび海外契約者への優先権についての開示

ザ ホラード インシュランス カンパニー社 (The Hollard Insurance Company Pty Ltd) は A.M.ベスト社 (A.M.Best Company, Inc.) による格付けで、A- (強い) と評価されています。信用格付尺度は以下のとおりです。

A++, A+ (非常に強い) C++, C+ (やや弱い) E (規制当局の監督下)

A, A- (強い) C, C- (弱い) F (清算中)

B++, B+ (適切・上位) D (非常に弱い) S (停止中)

B, B- (適切・下位)

海外契約者の優先権の適用についてご案内いたします。ザ ホラード インシュランス カンパニー社の解散手続が開始した場合、オーストラリアの法律に基づき、ザ ホラード インシュランス カンパニー社のオーストラリア国内資産は、海外の負債に優先して、オーストラリア国内の負債に充当されます。よって、この限りにおいては、ニュージーランドの契約者は、ニュージーランドにおける保険契約責任の履行について、ザ ホラード インシュランス カンパニー社のオーストラリア資産に依拠することができない可能性があります。

SFUB 4 1119 - Japanese translation

Studentsafe

Medical & Travel Insurance

インバウンド ユニバーシティ



ニュージーランドの
大学に通う
留学生のための
医療・旅行保険

2020年1月1日より有効

www.insurancesafenz.com

InsurancesafeNZ

提供: MERCER MARSH
BENEFITS™

ご契約の可能な方

この保険は、ニュージーランド居住者ではなく、ニュージーランドの大学に留学する目的でニュージーランドに一時的に滞在する方がご加入いただけます。留学生ご本人だけでなく、同伴するご家族を含めた契約も可能です。留学生家族用の書式にてお申込みください。詳しくは保険約款をご参照ください。

既往症と健康上の問題について

既往症は自動的に補償の対象となりません。既往症の定義については、保険約款の用語のご説明をご参照ください。

既往症の補償が必要な場合は、医療リスク告知書に必要事項をご記入のうえ、電子メールにてアリアンツ パートナーズまでお送りください。締め切りはニュージーランド到着から28日目までです。また、既往症の補償を可能とするため、付加保険料のお支払いが条件となる場合がございます。予めご了承ください。

書式は当社ウェブサイトからダウンロードできます。

www.insurancesafenz.com

必要事項を該当書式にご記入の上、電子メールにて help@insurancesafenz.co.nz までお送りください。

保険金の請求

ウェブサイトのオンライン請求ページ

www.insurancesafenz.com/Claims にアクセスし、ポータルサイトをご利用になるか、又は保険金請求書書式をダウンロードしてご利用ください。

保険金のご請求に必要なものは以下の通りです。

- ・ 学生ID番号
- ・ 保険金お受け取りのための銀行口座情報
- ・ 請求内容の確認に必要な書類：診断書、領収書、航空券、所持品であることを証明するものなど。

保険金請求書に必要な事項をご記入の上、電子メールにて help@insurancesafenz.co.nz までお送りください。

保険金のご請求に関するお問い合わせは **ニュージーランド国内フリーダイヤル 0800 486 004** まで。

全世界での緊急支援

ニュージーランド国外を旅行中にお手伝いが必要になったら

全世界対応コレクトコールがご利用いただけます。

+64 9 486 6868 までご連絡ください。

けがや病気への対処、最寄りの医療機関のご案内、避難、最寄りの大使館・領事館のご案内、ご家族への緊急連絡など、係がご案内いたします。

補償内容一覧

以下はこの保険で補償される内容を簡単にまとめたものです。「無制限」と記載されている項目は、お支払いする保険金合計に予め設定された上限額がないという意味であり、補償の対象となる支出や費用は妥当な範囲でなければなりません。また、制限、条件、除外事項などが別途ございます。詳細は、保険約款をご参照ください。

主な補償内容	請求限度額
第1部 – 医療費および医療関連費用	無制限
ただし補償項目内訳によっては上限が定められています。	
出身国に一時帰国中の医療費	\$200,000
継続治療（出身国へ送還された後）	\$20,000
代替医療	\$500
緊急歯科治療	\$500
眼科治療	\$200
精神疾患治療	\$20,000
親族の同伴	\$100,000
在宅看護と奨学生支援	
・ 在宅看護サービス	\$2,500
・ 奨学生生活手当	\$3,000
入院臨時費	\$2,000
葬儀費	\$100,000
捜索救助	\$10,000
性保健	\$215
第2部 – 送還と旅程の中断・遅延	無制限
ただし補償項目内訳によっては上限が定められています。	
前払い金の損失（教育機関に支払った返金不可の料金を含む）	\$100,000
精神疾患による送還	\$25,000
旅行再開	\$30,000
不当逮捕	\$10,000
ハイジャック（1日 \$100）	\$2,000
レンタカー返却	\$1,000
旅程遅延	\$10,000
乗り継ぎに間に合わなかった場合	\$25,000
第3部 – 手荷物、携行品、渡航書類、現金、クレジットカード	\$25,000
ただし補償項目内訳によっては上限が定められています。	
1点または1組あたりの上限	\$2,500
火災による損害	\$3,000
手荷物の喪失	\$1,000
渡航書類の再発行	\$3,000
渡航書類の不正使用	\$5,000
現金の紛失・盗難	\$1,000
第4部 – 傷害死亡・後遺障害	\$20,000
第5部 – 個人賠償責任	\$2,500,000
ただし補償項目内訳によっては上限が定められています。	
住宅への損害	\$500,000
第6部 – 誘拐・身代金	\$250,000
第7部 – レンタカー自動車両損害および盗難補償	\$5,000